# 資料編

- 1 伊奈町総合振興計画審議会条例
- 2 伊奈町総合振興計画審議会諮問
- 3 伊奈町総合振興計画審議会答申
- 4 伊奈町総合振興計画策定町民会議提案
- 伊奈町総合振興計画後期基本計画 策定委員会設置規程
- <u>6</u> 伊奈町総合振興計画後期基本計画 策定に係る庁内の推進体制
- | 7 | 伊奈町総合振興計画策定の経過
- 8 用語解説

## 1. 伊奈町総合振興計画審議会条例

昭和48年10月28日 条例第29号 改正 平成5年12月22日条例第22号 平成8年6月21日条例第8号 平成12年9月27日条例第24号 平成17年3月31日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、 伊奈町総合振興計画を樹立するため、伊奈町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ伊奈町総合振興計画の策定その他の実施に関し必要な調査及び審議を行う ため、伊奈町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 識見を有する者 10人以内
  - (2) 公募による者 2人以内

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長1人をおき、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

- 第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 2 伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第3号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成5年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第8号)

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に委嘱又は任命された委員の任期中は、改正前の規定を適用する。

附 則(平成17年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 〔伊奈町総合振興計画審議会委員〕

(敬称略)

		(現なりから日)
役職	氏名	役職名
委員	東勇	消防委員会会長
会長	大塚 健二	区長会長
委員	加藤 衛	民生委員·児童委員協議会会長
委員	澤田 誠一	教育長職務代理者
副会長	杉江 雅和	総合振興計画策定町民会議座長
委員		公募
委員	関山 洋子	前環境審議会委員
委員	戸井田 武夫	農業委員会会長
委員	永田 康子	男女共同参画推進会議会長
委員	細田 浩	都市計画審議会会長
委員	町田・伸吉	商工会長

※所属は委嘱をした時のものとなっています

## 2. 伊奈町総合振興計画審議会諮問

企発第 77 号 令和元年9月27日

伊奈町総合振興計画審議会 会 長 大塚健二様

伊奈町長 大島 清

#### 伊奈町総合振興計画後期基本計画 (案) について (諮問)

伊奈町総合振興計画審議会条例(昭和48年条例第29号)第2条の規定により、下記のことについて、 貴審議会の意見を求めます。

記

1 伊奈町総合振興計画後期基本計画(案)(令和2年度~令和6年度)

## 3. 伊奈町総合振興計画審議会答申

令和元年11月19日

伊奈町長 大島 清様

伊奈町総合振興計画審議会 会長 大塚健二

#### 伊奈町総合振興計画後期基本計画(案)について(答申)

令和元年9月27日付け企発第77号により本審議会に諮問された伊奈町総合振興計画後期基本計画(案)(令和2年度~令和6年度)について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

示された後期基本計画(案)については、基本構想実現のため、前期基本計画の検証を踏まえ、各種施策が展開されるとともに、新たな時代への対応や町民と行政の協働と積極的な情報発信を目指すなど、これからのまちづくりの計画の指針として、その内容は概ね妥当と判断します。

なお、基本構想に掲げる町の将来像「ずっと住みたい 緑にあふれた 安心・安全なまち」の実現に向け、次の事項に十分配慮し、鋭意努力されるよう要望します。

基本構想の策定から5年が経過し、本町を取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。ICT(情報通信技術)社会の進展、地球規模の環境問題の深刻化、社会経済構造の変化、人々の価値観・ライフスタイルの変化による町民ニーズの多様化・高度化、コミュニティの維持への対応など、行政を取り巻く環境は一層厳しさを増している状況にあります。

一方、我が国では、急激に進む人口減少と少子化・高齢化、それに伴う社会構造の変化と行財政運営の持続性に対する懸念から、国を挙げて「地方創生」に取組むこととなっているとともに、国連で採択されたSDGsへの対応が求められています。

これらを踏まえて、まちに「今あるもの」を生かすとともに、「埋もれているもの」を発掘し、磨きをかけ、活用して、発信していくシティプロモーションの取組やこれからの人口減少に備えたスマート自治体への移行を進め、住民にとって「住みやすいまち」を形成することを望みます。

また、そうしたまちづくりを進めるうえでは、町民と行政の協働を基本に、すべての町民が誰ひとり取り残されることなく、家庭や地域、職場などあらゆる場所で個性や能力を発揮し、いきいきと活躍できる環境をつくることも重要と考えます。

## 4. 伊奈町総合振興計画策定町民会議提案

平成31年3月25日

伊奈町長 大島 清様

伊奈町総合振興計画策定町民会議 座長 杉 江 雅 和

#### 伊奈町総合振興計画後期基本計画の策定について(提案)

私たち伊奈町総合振興計画策定町民会議では、標記伊奈町総合振興計画後期基本計画の策定に関して、現行の基本計画に沿って、本町における課題や目指すべき町の将来像について、討議をいたしました。

本町は全国の自治体で人口減少への取組みが課題とされるなかで、人口が増加し、町民の平均年齢も若いまちとして、発展を続けています。しかしながら、本町においても、少子化・高齢化の進展はまぬがれず、今後一層の社会情勢の変化も予想されます。

このようななか、基本構想の実現を目指すのみならず、今後の町の発展のため、行政とともに町民がまちづくりの担い手として活躍し、協働のまちづくりを進めることが求められています。

今後の伊奈町の将来を見通し、町民が主役となるようなまちづくりを進めるため、本提案が、伊奈町総合振興計画後期基本計画の策定に活かされるよう努めていただきたく、本会議の意見を取りまとめ、提出いたします。

〈提案の内容〉 別紙のとおり

## 町民会議からの提案(要約)

#### 基本目標1 安全・安心なまちに暮らす

#### 【防災・防犯】

- 実践につながる避難訓練の実施と ICT技術を活用した防災情報を発信・共有する仕組み
- 近所レベルでの防災・防犯意識の向上に向けた取組と防犯情報の地域での共有

#### 【交通安全】

- 安全に使うことのできる道路整備(歩行者、自転車それぞれの安全確保)
- 住民だけでなく、町内を通行する自動車運転者に対する交通安全の周知と対策
- バス乗り場やバスの利便性向上

#### 【消費生活】

● 町内事業者が活躍できる仕組みづくり

#### 基本目標2 健康で心安らぐまちに暮らす

#### 【健康づくり・医療】

- 食を通じた健康づくりなど、まちの特産を活用した食育の推進
- 健康づくりについて各年代への啓発

#### 【高齢者福祉・障害者福祉】

- 福祉サービスの使いやすさ向上
- 福祉に関する積極的な情報提供

#### 基本目標3 豊かな心を育むまちに暮らす

#### 【子育て】

- 子どもが屋内で遊べる施設や車が駐車できる公園の整備
- 子どもを遊ばせることができる施設の情報等、子育て情報を共有できる仕組み
- 保育環境の充実

#### 【教育·生涯学習】

- 学習等に利用できる場所の確保
- 住民の生活の質を高める生涯学習機会の充実

#### 【スポーツ】

- 運動できる環境の整備
- 町内で体験できるスポーツ資源の活用

#### 基本目標4 緑あふれる、にぎわいのあるまちに暮らす

#### 【緑化・環境保全、都市整備・交通】

- 緑化の推進
- ニューシャトルとバス交通の充実と利便性向上に向けた改善

#### 【都市農業・商工業・観光】

- 都市農業の強みを活用した農業の推進
- 伊奈町の知名度を上げる取組の推進
- "伊奈忠次\*"や"バラ"をはじめとする商品・資源を活用した観光の推進

#### 基本目標5 町民と行政が協働するまちに暮らす

#### 【町民参画・コミュニティ】

- 地域の中での活動や交流の活発化に向けた取組の推進
- 町の情報が分かりやすく提供される仕組みづくり

#### 【行財政運営、国際化・人権・平和意識・男女共同参画】

- 外国の人と交流できる機会の充実
- 町の情報が分かりやすく提供される仕組みづくり

#### 〔町民会議参加者〕

(敬称略)

氏名	氏名
杉江 雅和	藤原 勇人
佐藤 義雄	内藤 圭亮
島田 敏夫	吉岡 和代
猪狩 大輔	杉野 隆一
物江 弘子	濱野 広来
佐藤 絢	長部 真美

## 5. 伊奈町総合振興計画後期基本計画策定委員会設置規程

(設置)

- 第1条 伊奈町総合振興計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)の策定を計画的かつ円滑に 行うため、伊奈町総合振興計画後期基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 委員会は、町の現状及び町民の意向を調査検討し、後期基本計画を策定する。
- 2 前項に定めるもののほか、委員会は、後期基本計画の策定に関する重要事項の協議及び総合調整 を行う。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 委員は、企画総務統括監、くらし産業統括監、健康福祉統括監、都市建設統括監、会計管理者、上下水道統括監、消防長、教育次長、議会事務局長、参事及び別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその会議の議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めたときは、関係職員に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庁内ワーキンググループの設置)

- 第6条 後期基本計画策定のための具体的な事項等を調査研究するため、委員会の下部組織として庁 内ワーキンググループを設置する。
- 2 庁内ワーキンググループは、企画総務グループ、文教民生グループ及び建設産業グループの3グループで構成する。
- 3 庁内ワーキンググループは、関係する課等の職員で組織する。
- 4 庁内ワーキンググループの各グループにリーダー及びサブリーダーを置き、当該ワーキンググループの職員の互選によりこれを定める。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数で公開を決定したときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って 定める。

附 則

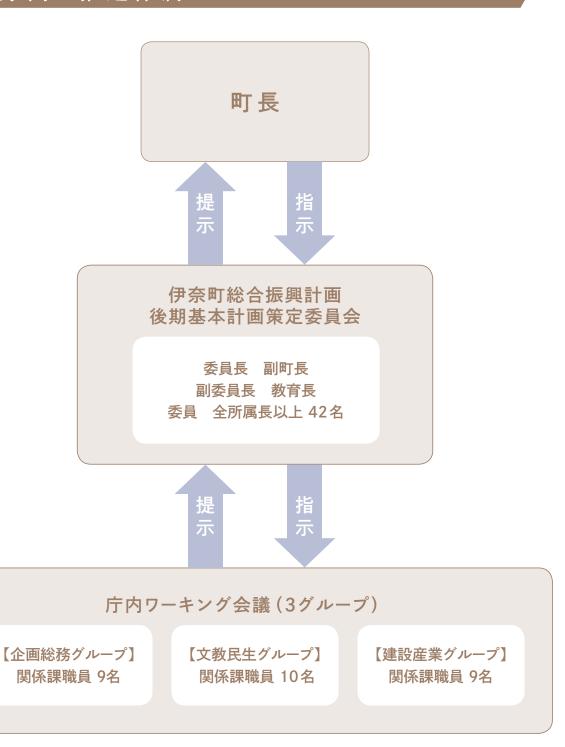
(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この訓令は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

## 6. 伊奈町総合振興計画後期基本計画策定に係る 庁内の推進体制



## 7. 伊奈町総合振興計画策定の経過

#### 【 平成30年度 】

日程	名称	内容
平成30年10月 1日	第1回策定委員会	・策定体制、スケジュールについて
平成31年 2月 3日	第1回町民会議	・ワークショップ
2月17日	第2回町民会議	・ワークショップによる提言書のまとめ
2月22日	第1回庁内ワーキング会議	・策定体制、スケジュールについて
3月14日	町長ヒアリング	・総合振興計画後期基本計画の方向性について
3月19日	第2回策定委員会	・各種調査の概要について

#### 【 令和元年度 】

日程	名称	内容
令和元年 6月28日	第2回庁内ワーキング会議	・総合振興計画後期基本計画(案)について ・スケジュールについて
7月 2日	第1回策定委員会	・総合振興計画後期基本計画(案)について ・スケジュールについて
7月22日	第2回庁内ワーキング会議	・総合振興計画後期基本計画(案)について
8月 1日	第2回策定委員会	・総合振興計画後期基本計画(案)について
8月28日	第1回審議会	・委員の委嘱、正・副会長選任 ・総合振興計画の概要について ・総合振興計画後期基本計画(案)について
9月18日	第3回庁内ワーキング会議	・総合振興計画後期基本計画(案)について
9月27日	第2回審議会	・諮問 ・総合振興計画後期基本計画(案)について
10月 1日	第3回策定委員会	・総合振興計画後期基本計画(案)について
10月 9日	第3回審議会	・総合振興計画後期基本計画(案)について
11月11日	第4回庁内ワーキング会議	<ul><li>・パブリックコメントについて</li><li>・総合振興計画後期基本計画(案)について</li></ul>
11月11日	第4回策定委員会	<ul><li>・パブリックコメントについて</li><li>・総合振興計画後期基本計画(案)について</li></ul>
11月14日	第4回審議会	・パブリックコメントについて ・総合振興計画後期基本計画(案)に対する答申案に ついて
11月19日	審議会からの答申	・総合振興計画後期基本計画(案)について〔答申〕
		-

## 8.用語解説

## あ行

新しい公共	NPOや企業、団体、個人など様々な活動主体が営利を目的とせず、公共の志を持って地域の人たちに提供する活動やサービスの総称。
伊 奈 忠 次 、 伊 奈 備 前 守 忠 次	代官頭として武蔵国や東海道筋などの広範な地域の治水・灌漑工事や検地、新田開発、街道の整備などを行った人物。天正18年(1590)、徳川家康の関東入国に伴い、小室・鴻巣の地に領地を与えられた。慶長4年(1599)従五位下備前守となる。陣屋のあった場所は「伊奈氏屋敷跡」として県指定史跡となっている。
伊奈町民討議会	住民基本台帳から16歳以上の男女を無作為抽出して参加者を募集し、まちづくりに関するテーマについて話し合い、そこで出された意見を集約して、行政に提言する会議。
いなナビ	官民協働事業として立ち上げた町の様々な情報を発信するための地域情報ポータルサイト。
インスタグラム	写真や動画を簡単にシェアすることが出来るスマートフォンアプリ。

## か行

基幹改良工事	施設の長寿命化を主な目的として、ごみ処理施設を構成する重要な設備や 機器について実施する大規模な改良工事。
奇跡のお米	行政と農業者の連携による「農地再生事業」において、永年遊休農地化していた水田を再生して栽培されたお米の俗称。地域のイベント等で販売されており、町内産農産物のブランド戦略のひとつとして今後期待される。
経常収支比率	毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されるものが占める比率。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応 (悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る) を図ることができる人。
コミュニティ・スクール	保護者や住民が加わる「学校運営協議会」を置く学校。

## さ行

ジェンダー	生物学的性差と区別した、社会的文化的に作られる性別、性差。
実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。
シティセールス	まちが持つ様々な魅力を対外的にアピールし、多くの観光客の訪問や特産品の販売促進、新たな交流人口や定住者の増加、企業誘致等を目的に、そのまちの活性化を図る活動。
シティプロモーション	地方自治体が行う「宣伝・営業活動」 のこと。 地域のイメージ向上やブランド の確立を目指し、 地元経済の活性化などを目的とした取組。
シビックプライド	自分の住んでいる、働いているまちに対して「誇り」や「愛着」を持って、自ら もこのまちを形成しているひとりであるという認識を持つこと。
<sup>しゅんせつ</sup> <b>浚</b> 渫	河川などの水深を深くするため、水底をさらって土砂などを取り除くこと。
将来負担比率	地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
人口集中地区	国勢調査において設定される統計上の地区であり、市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人/km以上となる地区。
親族世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。なお、その世帯に同居する非親族(家事手伝いなどの単身の雇人など)がいる場合もここに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と家事手伝いの単身の雇人から成る世帯も含まれる。
スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるととも に、教師や保護者に対して指導・助言を行う心理の専門家。
スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
スマート自治体	人口減少が深刻化しても自治体が持続可能なかたちで行政サービスを提供 し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなけ ればできない、より価値のある業務に注力できる自治体。
生活支援コーディネーター	協議体と協力しながら、地域の様々な支え合い活動をつなげ、組み合わせる調整役。

## た行

地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしい暮らしができるよう、住まい・ 医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
昼夜間人口比率	常住人口(夜間人口)100人当たりの昼間人口の割合。

## な行

二次救急医療	救急医療のレベルを表す指標で、一次救急医療は外来のみで対応可能な場合や初期救急、二次救急医療は多くの場合入院による治療が必要となる。三次救急医療では重篤な患者が対象となる。
担い手	農業分野におけるまちづくり目標値の担い手は、認定農業者、認定新規就 農者、集落営農。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に 対してできる範囲で手助けする人。

## は行

ハザードマップ	発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、 避難場所等を表した地図。
フェイスブック	アメリカで開発されたSNS。サークルやパーティーの募集、就職や趣味など、 様々な情報交換に利用されている。

## ま行

マイナンバー制度	国民一人ひとりに割り当てる固有の識別番号によって、社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理、活用する制度。
緑のトラスト保全地	埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として末永く保全 するために「さいたま緑のトラスト基金」を活用して公有化をした土地。
無線山	この地には、昭和8年に開局した旧国際電信電話(株)の小室受信所があったことから、「無線山」と呼ばれている。
メディカルコントロール	救急現場から医療機関に傷病者が搬送されるまでの間において、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置などの質を保証するために、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実等を整備し運用していくシステム。

## ら行

6 次産業化	第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業にも業務展開している経営形態。
ロコラジ体操	ロコモティブシンドローム (運動器の障害のために移動機能の低下をきたした 状態) 予防に着目した下半身に効果的な体操と、上半身に効果的なラジオ 体操の呼称。

## アルファベット

ALT	Assistant Language Teacher (外国語指導助手) の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人。
I C T リテラシー	コンピュータやスマートフォンなどの情報機器や、インターネットなどの通信ネットワーク、ネット上のサイトやサービスなどを活用し、自らの目的を達するための情報の取得や評価、加工、作成、公開、伝達などができる能力。
IP無線機	無線と携帯電話の長所を併せ持つ新しい無線システム。
Jアラート	弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星及び地上回線を用いて国 (内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線 (同報系)等を自動起動することにより、緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
LGBT	レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとった、セクシュアル・マイノリティー (性的少数者)の総称のひとつ。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを支援する インターネット上のサービス。
Waku楽体験教室	土曜日に、子どもたちが様々な体験活動ができる機会を設け、地域ぐるみで子どもを育てる環境を充実させることを目的とする教室。

## 伊奈町総合振興計画 後期基本計画 2020-2024

発行年月 令和2年(2020年)3月

発行 埼玉県伊奈町 編集 伊奈町企画課

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地

TEL 048-721-2111 (代) FAX 048-721-2136

URL https://www.town.saitama-ina.lg.jp/

制作 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

